

# 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム

～少子化・超高齢社会に向けた持続可能なまちづくりのために～

## (総論)

平成28年11月更新

多摩市



## 目次

1	はじめに.....	1
2	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の総論について.....	1
3	本プログラムの位置付け.....	2
4	本プログラムにおける「公共施設」の定義と対象施設.....	2
5	本プログラムの策定時からステップ1の終了までの経過.....	3
	(1)本プログラムの策定.....	3
	(2)3つのステップと各施設の取り組み.....	3
	(3)ステップ1の成果.....	4
	(4)本プログラムについての陳情等及び経過報告.....	5
	(5)本プログラムの更新に向けた市民の皆さんとの情報共有と対話.....	5
	(6)本プログラムを取り巻く環境の変化.....	7
	(7)本プログラムの現状と課題 ～市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です！～.....	10
	(8)今後の方向性 ～施設のニーズへの柔軟な対応と安全確保を着実に実施します！～... ..	11
6	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムが目指すもの.....	14
	(1)目的.....	14
	(2)目標.....	14
	(3)目標達成に向けた方針.....	15
	(4)プログラム展開の手法.....	16
	(5)数値的な目標の設定.....	17
	(6)公共施設の一元的なマネジメント.....	17
	(7)本プログラムと他の行政計画との整合性.....	17
	(8)本プログラムの更新と各取り組みの進捗状況の公表.....	18
7	各施設の方向性.....	20
8	各施設の取り組みに対する市民参画.....	21
	<b>資料編</b> .....	<b>22</b>
	1 策定及び更新体制.....	22
	2 策定及び更新経過.....	23
	3 アンケートの結果(抜粋).....	27
	4 平成27年度に実施したワークショップの結果(抜粋).....	31
	5 本プログラムに対する陳情等.....	33

## 1 はじめに

本市の公共施設のあり方と個別施設の今後の方向性を明らかにし、次世代に負担を先送りしない、持続可能なまちづくりに寄与する「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を平成25年11月に策定してから3年近くが経過しました。

今回の本プログラムの更新では、公共施設の見直しについての基本的な考え方、目的は、平成25年11月に策定したときのものと同じです。「安全に使い続ける」「施設全体のダイエツト」「時代のニーズに合わせた施設への機能転換」の3つの目的を踏まえた内容となっています。また、個別施設の今後の方向性につきましては、これまでに説明会、ワークショップ、アンケート等を通じて実施してきた、市民の皆さんとの対話や意見交換及び周辺環境の変化等を踏まえ、現時点における市の考え方を示しています。

本プログラムの策定から今回の更新までの間、今後のまちづくりの総合的な指針であり、本市における最上位計画である「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」を平成27年4月に策定し、また、本市の人口ビジョンを踏まえた、定住促進、雇用の創出、子育て支援等の施策を戦略的に展開する「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年2月に策定しました。これらの計画は、人口が将来的に減少し、国を上回る水準で高齢化が進行している本市において、まちの魅力を高め、多様な世代が流入し、働き暮らせる仕組みを構築し、市民の皆さん一人ひとりが幸せを実感できるまちを目指すものです。

「公共施設の見直し」は、「行財政改革」の取り組みとともに、本市が目指すまちの姿を実現するための下支えとなります。人口減少や高齢化が今後、急速に進行し、市の財政構造も厳しい方向へ変化していく中では、現状の公共施設の総量をすべて維持していくことは難しい状況です。次の世代に過度な負担を負わせないために、また、将来にわたって市民生活を豊かに保つためには、施設の機能集約や機能転換を適切に実施し、時代のニーズに合致した施設サービスの提供を図るよう、公共施設の総量を縮減する必要があります。

しかしながら、「将来のために公共施設の総量を縮減しなければならない」という趣旨は市民の皆さんに一定程度、理解が得られても、個別の施設の存廃については賛否が分かれます。だからこそ、本プログラムについて、市民の皆さんと共有し、対話を重ねて取り組みを着実に進めていくことが必要です。

今後も本プログラムは、適宜更新を実施していきます。取り組みの結果を更新するとともに、より良いご提案は積極的に反映させていく考えですので、引き続き市民の皆さんからの積極的なご提案、ご支援・ご協力よろしく申し上げます。

## 2 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の総論について

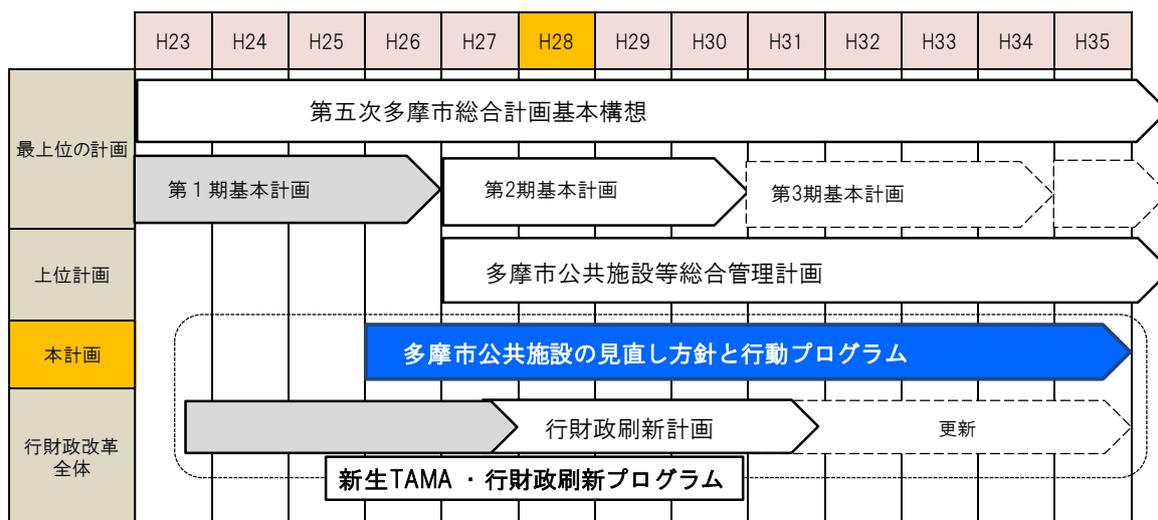
本プログラムは、「総論」と「各論」で構成しています。本冊子の「総論」では公共施設についての基本的な考え方をまとめ、別冊子の「各論」では個別施設ごとに今後の方向性をお示ししています。

本プログラムを平成25年11月に策定したときには「総論」と「各論」を一つの冊子にまとめていましたが、本プログラムに基づく取り組みの進捗状況や社会経済の情勢変化等を反映するため、平成28年11月に内容を更新するに伴い、「総論」と「各論」を分離し、別々の冊子にしました。

### 3 本プログラムの位置付け

本プログラムは、概ね20年後の本市の将来像や目指すまちの姿、また、それを実現していくための概ね10年間の政策、施策などを示した、「第五次多摩市総合計画」を最上位の計画とし、公共施設(次項で定義)の施設総量等の見直しを推進するプログラムです。

また、道路や橋りょう等の都市基盤を含めて、長期的な視点での更新や統廃合、長寿命化について示した「多摩市公共施設等総合管理計画」を上位計画とするとともに、行財政改革を総合的に推進する「多摩市行財政刷新計画」と本プログラムの2つの計画を軸として、行財政改革「新生TAMA・行財政刷新プログラム」の取り組みを進めていきます。

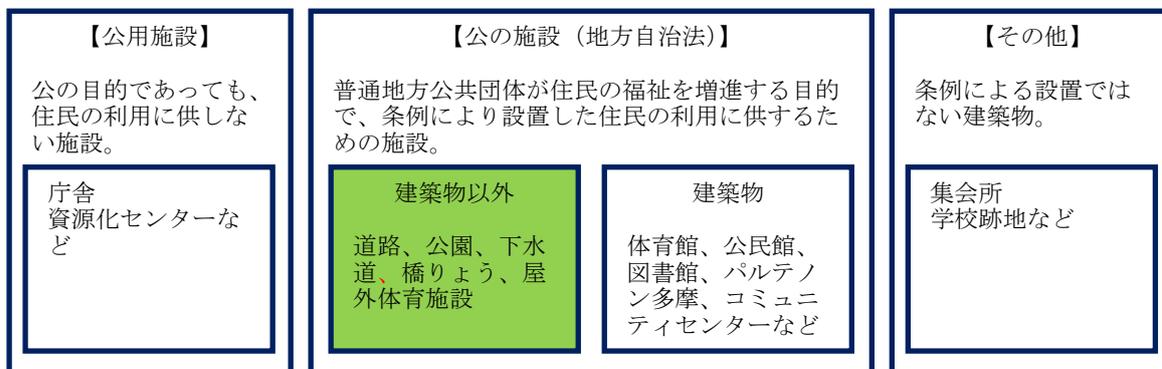


### 4 本プログラムにおける「公共施設」の定義と対象施設

「公共施設」の定義は、法律や主管する官庁によって異なり、「多摩市公共施設等総合管理計画」はインフラを含め全ての施設を対象としますが、本プログラムでは、以下のように分類した「本市が設置している施設」の内の建築物を対象とします。ただし、小・中学校は対象外(\*)とします。また、公衆便所、駐車場などの一部の特殊性のある建築物も対象外とします。

\*学校については、「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」に基づいて、別途整理しているため次回の通学区域制度の見直しまで対象外としますが、機能の複合化など一部については対象にしています。

#### 《本市が設置している施設》



※網掛けしている施設については、本プログラムの対象外とします。橋りょう、道路、下水道などの都市基盤については、「多摩市公共施設等総合管理計画」の下位に位置する他の個別計画で整理します。

## 5 本プログラムの策定時からステップ1の終了までの経過

～持続可能なまちづくりに向けて 現状と課題、これまでとこれから～

### (1) 本プログラムの策定

本市は、施設を安全に使い続けられること、また施設総量を減らしながらも、残す施設を時代のニーズに合わせて機能転換することを目的として、平成25年11月に本プログラムを策定しました。

本プログラムは、総論と各論で構成され、総論ではプログラム全体の目的、目標等を定め、各論では対象施設の各取り組みを示しています。策定の過程で様々な市民参画(\*)を実施してきましたが、各論で示している各施設の取り組みは、個別の事業計画として確定したのではなく、より良い案や社会環境の変化があれば軌道修正していくものとなっています。これまでに多くの市民の皆さんとの意見交換等を通じて、取り組みの見直しも進めてきました。

\*様々な市民参画…実施結果については、巻末の参考資料(P24)に掲載しています。

### (2) 3つのステップと各施設の取り組み

各施設は、取り組みの実施時期によって3つに分類しています。本プログラムの期間である平成26年度から平成35年度までの10か年に取り組みを実施する施設のうち、平成27年度末までに実施するものは「ステップ1」に、平成35年度末までに実施するものは「ステップ2」に、平成36年度以降に実施するものは「ステップ3」に分類しています。

本プログラムを更新する時点ですでに「ステップ2」の期間に入っています。

ステップ		実施時期の目安	主な選定基準
1	早期に本プログラムの取り組みを実施する施設	平成27年度 (2015年度)末まで	<ul style="list-style-type: none"><li>既に方向性が確認されているため、早期に取り組みを実施するもの。</li><li>安全性の面から、早期に実施することが必要であるもの。</li><li>稼働性の向上、又は歳入確保の観点から、施設の有効活用を図るため、早期に取り組みを実施するもの。</li></ul>
2	本プログラム期間内に本プログラムの取り組みを実施する施設	平成35年度 (2023年度)末まで	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の存廃等については本プログラムで方向性を示すが、実施に向けては、新たなニーズの充足、代替機能や配置バランス、実施時期等を検討する必要があるもの。</li><li>公民連携手法の導入にあたって、公の役割の明確化やリスクの分析等十分な検証を行う必要があるもの。</li><li>施設の有効活用を図る必要があるが、現在利用している又は利用が予定されている等のため、早期の実施が困難であるもの。</li></ul>
3	改修時期等に合わせて本プログラムの取り組みを実施する施設	平成36年度 (2024年度)以降	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の存廃等については、本プログラムにおいて方向性を示すが、プログラム策定後も引き続き詳細を検討し、本プログラム期間以降に迎える改修時期等に合わせて実施するもの。</li><li>改修にかかるコストが多いため、長期的な視野にたち、引き続き十分な検討や費用の確保等を行う必要があるもの。</li></ul>

### (3)ステップ1の成果

ステップ1として実施した主な取り組みは、次のとおりです。

#### ①体育施設の指定管理者による一括管理（平成27年4月～）

##### 【対象施設】

総合体育館、一本杉公園野球場、その他の屋外体育施設

##### 【取り組み内容】

平成27年4月より、総合体育館、庭球場（9ヶ所）、野球場（5ヶ所）、球技場（5ヶ所）、キャンプ練習場（1ヶ所）について、指定管理者制度を導入し、一括して管理運営を行っています。

##### 【取り組みによる成果】

○支払い窓口受付時間の拡大、スポーツホール一部時間区分廃止等、利用者サービスの向上

#### ②スポーツや健康づくりの場の整備と災害時の防災避難所としての学校跡地施設の活用（平成27年4月～）

##### 【対象施設】

旧南豊ヶ丘小学校

##### 【取り組み内容】

旧南豊ヶ丘小学校に、平成27年4月に人工芝グラウンドと校舎を活用したクラブハウス「東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールド」が整備されました。土地と建物を一般社団法人東京グリーンスポーツリンク(\*)に貸し付け、整備はスポーツ振興くじtottoと公益財団法人東京都サッカー協会の助成金を活用しました。また、防災拠点の機能を備えており、災害時には防災避難所として使用できるようになりました。

\*一般社団法人東京グリーンスポーツリンク…東京ヴェルディ1969フットボールクラブ(株)が平成23年に設立した法人

##### 【取り組みによる成果】

- 防災避難所の整備
- 学校跡地施設の貸し付けによる収入確保（年間600万円）
- 東京ヴェルディのサッカー教室等の開催によるスポーツ振興や地域の活性化



#### (4)本プログラムについての陳情等及び経過報告

##### ①本プログラムに対する陳情等

本プログラムについては、策定前から多くの市民の皆さんや施設利用者の方々から様々なご意見をいただいています。超高齢社会に向けた施設機能の転換や持続可能な財政運営に向けて、施設総量の見直しが必要であるという一定のご理解をいただいている一方、廃止の方向性を示した施設の存続を求める声も多くいただいています。議会へ提出された陳情等(\*)の中には、審査の結果として採択となった案件もあります。市は、議会での結果を重く受け止めるとともに、採択されなかった陳情を含むその他のご意見についても真摯に受け止め、本プログラムの更新を待たずに市民の皆さんとの対話を重ね、個別施設の方向性をより良いものにするべく議論を深めてきました。

\*陳情等…議会への陳情及び市長への要請とその結果については、巻末の参考資料(P33)に掲載しています。

##### ②平成27年6月時点の経過報告

本プログラムに対する陳情等を踏まえ、本プログラム策定時点から平成27年6月末時点までの経過について、平成27年6月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」のこれまでの取組（経過報告）について」を公表しました。

同経過報告では、議会に対する陳情や市長に対する要望書などご意見をいただいている施設を中心に、これまでの経過等を踏まえた平成27年6月末時点の市の考え方をお知らせしています。

#### (5)本プログラムの更新に向けた市民の皆さんとの情報共有と対話

本プログラムを更新するにあたり、再度、本プログラムの市民の皆さんへの周知、アンケート調査、真に身近な行政サービスについてのワークショップ等を開催し、市民の皆さんと一緒に考えていくことを目的に、情報共有や意見交換を行ってきました。いただいたご意見や視点を参考に、今回の更新内容を検討しました。

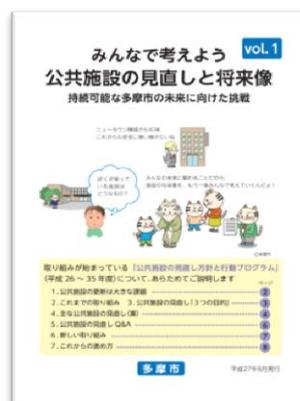
##### ①政策情報誌による情報発信（平成27年度から年2回全戸配布）

本プログラムの一層の周知を図っていくこと、並びに各個別施設の取り組みについての検討状況をお知らせすることを目的とし、平成27年度に、政策情報誌「公共施設の見直しと将来像」を2回発行し、全戸に配布しました。引き続き、政策情報誌を通じて情報発信していきます。

【平成27年度に発行した政策情報誌】

Ovol.1（平成27年8月発行）

- ・公共施設の更新問題について
- ・公共施設の3つの目的
- ・主な公共施設の見直し（案）
- ・これからの進め方 など



○vol.2（平成28年3月発行）

- ・行動プログラムの更新に向けて
- ・市民ワークショップの成果
- ・各施設の取り組みの検討状況
- ・市長からのメッセージ など



## ②市民アンケートによる意見募集（平成27年9月）

公共施設の見直しに対する市民意識が策定時と策定後で異なっているかを把握するため、アンケートを実施しました。

【回答者】無作為抽出された16歳以上の市内在住600人中161人

【回答率】26.8%

\*市民アンケートの結果は、巻末の参考資料(P30)に掲載しています。

## ③市民ワークショップによる意見募集（平成27年10月から12月にかけて全4回）

時代のニーズに合わせた機能への転換と施設総量の縮減に向けた検討を行うため、市民ワークショップを開催しました。

【参加者】20代から80代の市内在住者33名（無作為・公募）

【内容】 第1回

「基調講演と次回以降のテーマ決め」

講師:首都大学東京 山本康友教授

内容:日本全国の課題である「公共施設の更新問題」とその課題にどう向き合うか

第2～4回

グループワーク「地域に必要な機能・サービスについて考えよう」

内容:前半は各回のテーマについての勉強会、後半はグループごとにテーマについての話し合いと発表

\*市民ワークショップの結果は、巻末の参考資料(P31)に掲載しています。

市民アンケートの結果では、将来に負担を残すなら既存の公共施設を全て維持していく必要がないというお考えの方が多く、本プログラムを策定する際に実施した同様のアンケートと同じ傾向が継続していることが明らかになりました。

また、市民ワークショップでは、身近に必要な公共サービス（施設）についてをテーマに、「高齢者（世代間交流）の視点から」「子ども（世代間交流）の視点から」「図書館等社会教

育の視点から」で議論していただき、どのテーマについても、地域に求められる機能として「居場所」「相談の場」「多世代交流」があげられました。これらの機能を支えるものとして、情報発信、担い手の発掘、サービスを求める人とサービスを提供する人（ボランティア等）のマッチングの仕組みが公共施設とともに重要であることがご意見の中からうかがわれました。

## (6) 本プログラムを取り巻く環境の変化

### ① 多摩ニュータウン再生の取り組み

本市の市域面積の約6割、人口の約7割を占める多摩ニュータウンは、昭和46年の諏訪・永山地区への第一次入居開始から45年が経過し、建物の老朽化や少子化、高齢化などに伴う課題が顕在化してきています。こうした中、本市は平成25年7月、学識経験者、東京都、独立行政法人都市再生機構、民間企業及び多摩市で構成する「多摩ニュータウン再生検討会議」を設置、多摩ニュータウン再生に係る今後の方向性や具体的な取り組みについて、ハードとソフトの両面から検討し、提言を得ました。

これを受けて本市は、市民参加のもとで平成28年3月に「多摩市ニュータウン再生方針」を策定しました。同方針では、多摩ニュータウンの再活性化と持続化による再生を図るため、「人と環境に優しい都市基盤・拠点構造へ再編する」「惹きつけられ、住み続けられるまちを実現する」「多様な主体が協働して循環型の地域サービスを育む」の3つの個別目標を掲げています。

同方針の取り組みにより、大規模住宅団地の更新や子育て世帯の流入のほか、住民の高齢化や団地等の経年劣化に歯止めがかかることが期待されます。公共施設に関わる場所では、大規模団地の更新の際の学校跡地等の活用や子育て機能の充実への対応等が見込まれます。

### ② 都営住宅の建替え

東京都は、多摩ニュータウンへの初期入居の時期（昭和40年代中盤）に建設した都営住宅について、建替えに着手しました。平成26年10月には本市に対して、旧西永山中学校及び旧中諏訪小学校の敷地の一部を都営住宅建替えのための用地（約2万㎡）とすることについて要請があり、本市は、平成27年7月に東京都の要請に応じることを決定しました。

現在、都営多摩ニュータウン諏訪団地の建替えが進んでいます。この建替えにあたり、旧西永山中学校及び旧中諏訪小学校のそれぞれの敷地の一部を建替えの用地とすることで、建替え前の都営住宅の居住者の方の仮移転の必要がなく、引越しの負担が軽減されます。また、団地全体の建替えに係る事業期間の大幅な短縮が可能となります。さらに、将来には、本市の建替え用地を団地全体の建替え後に創出される東京都の土地と交換することが可能となり、計画的な土地活用が担保されます。

本プログラムを策定した平成25年11月時点では、本市における都営住宅の建替えは想定していなかったことから、旧西永山中学校は校舎、体育館、プール等を解体

し、障がい者通所施設をプレハブ造で単独整備することとしていました。しかし、都営住宅との合築により、整備費用は同等のもの、鉄筋コンクリート造による整備レベルの向上が見込まれています。

今後も都営多摩ニュータウン諏訪団地以外の多摩市内の都営団地の建替えに伴い、他の学校跡地施設が建替え用地として活用される可能性があります。公共施設の見直しと両立し、うまく相乗効果が発揮できるような活用を検討していきます。



※現在の都営多摩ニュータウン諏訪団地

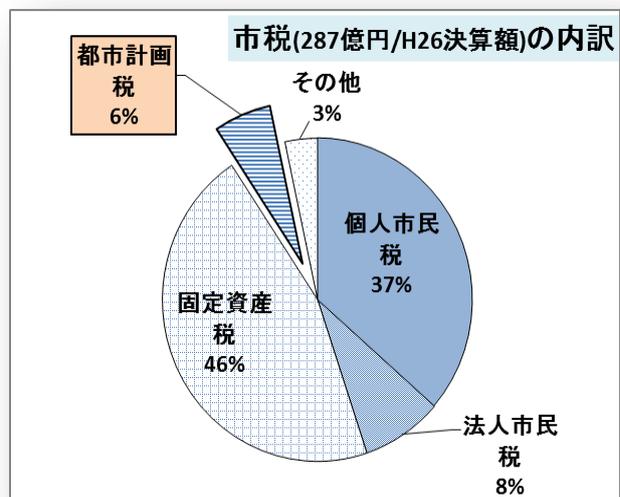
### ③都市計画税による施設改修の財源確保

市町村が地方税法に基づき条例により課することができる税金のうちに都市計画税があります。都市計画税(\*)は、市町村内の土地、建物に課されるものであり、使い途が特定されている目的税です。

これまで都市計画税は、道路、下水道、公園などの都市に不可欠な施設である「都市施設」の新設の財源にその使い途が制限されてきました。しかし、平成26年8月に国の「都市計画運用指針」が改定され、都市計画事業認可を東京都から取得することで、都市施設の新設に限らず、老朽化対策や耐震補強対策のための改修や更新についての財源とすることができるようになりました。

\*都市計画税…都市計画事業等により利益を受ける都市計画区域内の土地・建物の所有者に課し、都市計画事業等の整備に充てる目的税

本市の平成26年度決算では、市税収入約287億円のうち6%、約17億円が都市計画税でした。本市は、公共施設やインフラ施設が充実しているため新設する都市施設が少ない一方で、今後さらに改修や更新の時期を迎える都市施設が年を追うごとに多くなっていきます。これらの財源として安定した収入である都市計画税を充てることになったことは、大きな財源上の環



境変化といえます。

公共施設の改修の中では、複合文化施設（パルテノン多摩）と資源化センター（エコプラザ多摩）が都市計画税の充当が可能なものに該当します。特に複合文化施設の大規模改修については、現時点の想定で80億円程度の費用を見込んでいますが、地方債の活用と都市計画税の充当により、本市のその他財源を充てる必要がなくなったことにより、特定の施設整備に対する負担が大幅に軽減することができるようになります。

### コラム ～都市計画税は、どんな事業に活用されているの？～

住み、働き、学び、遊ぶなど、市民の皆さんが安全で快適に生活するためには、道路、公園、下水道などの施設を計画的に配置し、整備する必要があります。

こうした施設については、都市計画法に基づき都市計画決定を行い、東京都知事から事業認可を取得することにより都市計画税を充当することが可能です。

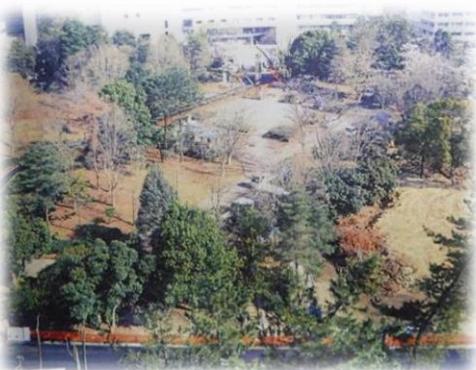
平成26年8月からは、本市や本市議会及び関係者による長年の働きかけの甲斐もあり、新設時に限らず、バリアフリー改修や耐震補強改修の際にも都市計画税を充当できるようになりました。

都市計画税は医療・介護等の社会保障や子育て支援事業等には充当できませんが、対象となりうる施設の改修や更新の際には、積極的に活用していきます。これまでに本市では、公園の改修や橋りょうの耐震補強に都市計画税を活用しています。

#### 事例 永山北公園（永山2丁目5）の改修

平成26年度に事業認可を取得し、平成27年度に改修を行いました。

改修前



改修後



#### ④健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造

本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は、本プログラムを策定した平成25年において23.0%であったものが平成28年には26.3%となり、平成37年には32.6%に到達する見込みとなっています。また、高齢者独居世帯・老々世帯の占める割合も平成26年に25.1%であったものが、平成37年には32.2%に到達する見込みであり、急速に進む高齢化にどう対応するかが喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、本市では、第五次多摩市総合計画第2期基本計画（平成27年4月策定）において「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち、健幸都市の実現を目指し、健幸まちづくりに取り組んでいます。

健幸まちづくりとして、高齢者も障がい者も住みなれた地域で生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「多摩市版地域包括ケアシステム」の構築や、「歩くこと」、「外出すること」が楽しくなるような都市環境の整備、市民のつながりを育む取り組み等を進めていきます。

公共施設の見直しにおいても、今ある施設の機能を地域の世代構成や新しいニーズに対応したものへと転換することや、ハード（施設）からソフト（事業）へ転換すること等を必要に応じ検討していきます。

#### ⑤その他

平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」が発生し、福島県を中心に未だ復興の途上にある中で、平成28年4月には「平成28年熊本地震」が発生しました。多発的に発生した地震により、多数の家屋のほか、災害時において対応拠点の中心となるべき庁舎等が崩壊する被害がありました。相次ぐ大震災により、あらためて災害の恐ろしさとともに災害への備えを万全にする必要があることを思い知らされることになりました。

震災からの復興のための建設関係の資機材や人手不足、コストの上昇傾向は、本プログラムの策定前から見られました。今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック関連の建設投資の状況も注視することが必要であると考えています。

### (7)本プログラムの現状と課題 ～市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です！～

#### ①取り組みの内容とプロセスについての情報共有

本プログラムの取り組みは、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。しかし本プログラムの更新に向けた準備のため、策定前の平成27年8月に実施した市民アンケートでは、本市が「公共施設の更新問題」に直面していることを知っていた方は回答者数の53%でしたが、本プログラムを策定し、公共施設の見直しに取り組んで

いることを知っていた方は34%でした。公共施設の見直しは、市民の皆さんの生活にあらゆる形で係ってくるものであるにもかかわらず、その認知度は決して高いものとは言えません。

また、これまでに市民の皆さんと様々な場面で意見交換を重ねながら、本プログラムに基づき、各施設の取り組みを進めてきましたが、その進捗状況について情報共有ができず、各時点での到達点やプロセスがわかりにくい状況になりがちになっています。本プログラムの存在そのものの周知とともに、これらについて市民の皆さんに速やかに公開していくことが今後の課題となります。

## ②一部施設の取り組みについての再検討

本プログラムの対象施設は概ね、スケジュールどおりに着手しているか、もしくは着手に向けた検討を実施している状況です。しかし、策定時に廃止する方向性を示した施設については、市民の皆さんから特に多くのご意見をいただき、一旦立ち止まるとしたものがいくつかありました。これらは地域に身近な施設であり、廃止等を予定した大規模改修年度まで一定の期間があることから、平成27年度に実施した市民ワークショップの結果などを踏まえ、地域が求める新たなニーズに応える機能転換も含め、再度検討していく必要があります。

## ③計画額（目標額）についての見直し

本プログラムの数値的な目標については、その達成に予断を許さない状況です。複合文化施設（パルテノン多摩）の大規模改修には、本プログラムの策定時には想定していなかった都市計画税を充当できる見通しがたちましたが、依然として計画額達成の見込みとはなっていません。また、東京2020オリンピック・パラリンピックや、震災の影響等による建設コストの変動は、施設の維持管理費、民間のノウハウ・資金力の活用に影響を及ぼすことから、計画額達成を不安定にする要因となっています。

## ④施設の安全確保

これらの現状と課題に対応しながらも、近年の相次ぐ大震災の教訓を踏まえ、残す施設については全て適切に維持管理し、災害時にも市民の皆さんの安全確保や最低限の機能が確保できるよう万全の備えを着実に速やかに進めていく必要があります。

## (8) 今後の方向性 ～施設のニーズへの柔軟な対応と安全確保を着実に実施します！～

### ①本プログラム（各論）を年度毎に更新

引き続き、政策情報誌の全戸配布を実施するなどして、本プログラムの周知を図ります。また、各施設の取り組みについては、本プログラムの各論を毎年度更新し、更新時までの到達点を反映させることで、進捗状況を市民の皆さんと情報共有していきます。

## ②施設の配置・機能転換等についての対話の継続

地域施設については、存続を求める多くのご意見をいただきました。地域が求める身近な機能を持続可能な形で具えるために、施設の配置や施設の機能転換はどうあるべきか、市民の皆さんと対話を継続していきます。

現在、本市は健幸都市（スマートウェルネスシティ）(\*)の実現を目指し、健幸まちづくりを推進しています。

既存施設の老朽化、改修のための財源確保の課題もある中で、将来にわたって持続可能な形で健幸都市を実現するためには、地域の世代構成やニーズの変化を踏まえ、既存施設の機能を一部転換し地域包括ケアの拠点を配置することや、既存施設の有する機能に着目し、機能の維持という観点からハードの維持ではなくソフト事業の展開によって同じ効果が得られないか検討をすることも考えられます。こうした点も踏まえながら、地域施設のあり方の検討を継続していきます。

\*健幸都市…身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち

## ③街づくりのために学校跡地施設を積極的に活用

学校跡地施設は、平成16年12月に「多摩市学校跡地施設の恒久活用方針」を策定し、その後は平成21年10月に改定し、その活用について市民のみなさまと検討してきた経過があります。

同恒久活用方針では、学校跡地施設の活用は3つのパターンに区分していました。1つ目は、「市の公共施設として活用」するパターンであり、本市のまちづくりの上で必要な機能について、学校跡地施設を転用・再活用することで、用地取得費や建設費などの新たな支出を抑制しながら整備します。2つ目は、「市の公共施設以外の活用(貸付、交換、売却等)」をするパターンであり、民間事業者が主体となって展開することがふさわしい事業については、市民全体の利益となるよう、学校跡地施設を活用して、その実現を図ります。なお、活用の際には、周辺の住環境との調和を基本に置きつつ、市民サービスの向上、まちの活性化、地域コミュニティへの貢献などに寄与するものとなるよう、市として一定の条件を付します。最後は、「将来の街づくりのための担保用地」とするパターンであり、本市の街づくりには中長期的な視点に立って、一定の弾力性を持たせることが肝要であることから、新たな需要が生じた際に、官民間わず、機を逃さない活用が求められる場合には柔軟な対応がとれるよう、将来に向けた担保用地として確保します。

学校跡地施設が平成25年11月に策定した本プログラムの対象施設になるとともに、同恒久活用方針は本プログラムに統合しましたが、未だ具体的な活用方針の定まっていない学校跡地施設については、同恒久活用方針の考え方を踏まえて、3つの活用区分の一つである「将来の街づくりの担保用地」として確保します。

学校跡地施設を活用した都営住宅の建替えは、市内の他地域でも進んでいくことが想定されます。その場合、一定程度以上の広大な面積を持つ学校跡地施設の活用は、居住者の負担軽減と事業期間の短縮、また、本市のまちづくりへの寄与など大きなメリットが期待されることから、今後も東京都から要請があれば、検討していく考えです。

なお、具体的な活用方針が定まった学校跡地施設を都営住宅の建替え用地として活用する場合は、団地建替えに伴う近隣の創出地と土地交換や売却し、新たに交換や売却した収益で取得した土地で活用方針の実現を図っていきます。

#### ④施設の機能転換・集約と利用者拡大の両立と施設の安全確保

今後も全市施設、地域施設を問わず、機能転換・集約を進めてきます。残す施設では、より多くの市民の皆さんが利用できるように利用対象者と用途の拡大を図り、廃止する施設では、市民の皆さんのご要望や街づくりに資する活用を図ることで、将来に亘って新たなニーズに柔軟に対応しつつも、同時に施設総量の見直しを進め、将来に過大な負担を残さず確実に施設の安全を確保します。

## 6 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムが目指すもの

～持続可能なまちづくりを目指し新たな展開へ～

### (1) 目的

本プログラムは、将来にわたって、公共施設を安全に使い続けること、将来にわたって維持できるように施設総量の縮減を行うこと、また、時代の変化に伴う市民ニーズに合わせて施設の機能転換を図ることを目的とした取り組みです。

これにより、今後約20年間ににおける本市のまちづくりの基本的な考え方である、第五次多摩市総合計画における3つの基本理念「市民主権による新しい地域社会の創造」、「豊かなまちを次世代へ継承」、「自立的な都市経営」を反映させた『将来都市像』、『目指すまちの姿』の実現に寄与するものです。

### (2) 目標

#### ① 現行施設の機能などの転換

##### ○新たな魅力を付加し、施設の魅力を活かした市全体の活性化を先導

施設の存廃について検討をした後、存続させる施設については、公共性を保持しつつ、市民・民間のノウハウ・アイデアを積極的に導入した活性策を実施するとともに、市全体の活性化をもたらすような機能への転換を図ります。

##### ○公共施設を利用し集う人々が、達成感・満足感を感じられる場の構築

これまでの行政サービスは、市民と協働しながらも、主に行政が主体となって提供を行う形でした。しかし、それではライフスタイルの多様化やさまざまな市民の多様なニーズに応えることは難しい状況です。

これからは、行政が主体となって行うサービスの情報を共有し、さらなる向上を目指します。同時に、地域の市民と行政が協働して行っていくサービスは、より一層市民が主体となって活動できる場となるように、機能や運用の転換を図っていくことで、参画した市民の皆さんが自ら関わることで得られる達成感・満足感を感じられるしくみづくりを目指します。

#### ② 公共施設の更新にかかる負担を次世代に先送りしない行財政運営の実現

～存廃を含む大幅な施設の見直し～

##### ○「公共施設の更新問題」にいち早く着手し、適正な施設配置を実現

本市は、都市化の進展を背景に都市基盤と公共施設を短い期間で集中的に整備してきました。そのため老朽化も一斉に進みますが、現在の財政状況では全てを今までのように更新していくことは難しいと考えています。

そのため、公共施設の更新については、長期的な展望に立ち、現行施設をさらに有効活用しながら、施設の廃止・減築・貸付・売却などを含む、具体的な内容を明示し、段階を踏んで市民のみなさんに説明をしながら実行する必要があります。

本市では、将来を支える世代にとって魅力あるまちとして輝き続けるために、「公共施

設の更新問題」を先送りしません。世代間負担の公平性も考慮しつつ、将来世代の市民のニーズに応えた施設を引き継ぐことを目指します。

### ○スリムでコンパクトな財務体質による、柔軟な行財政運営への改善

人口全体の65歳以上の占める割合が世界最速で進む本市では、社会保障費などへの歳出が年々増加していくのに対し、税収による歳入は年々減少していく傾向にあります。また、このような中で、社会状況の変化や新たなニーズなどへの迅速な対応をするため、公共施設の総量を適正化することで、経常的な費用の縮減を図り、柔軟な行財政運営を目指します。

## (3) 目標達成に向けた方針

### ① 安全に使い続けるための財政規模に見合った施設の適正化

施設にかかる費用(大規模修繕費、維持管理・運営費など)を縮減する取り組み(施設の統廃合を含む)を実施し、存続させる施設については、必要な財源を確保して保全をしっかりと行い、安全に施設を使用できるようにします。

※但し、学校・庁舎・防災関連施設(消防団分団の出動拠点)は廃止の対象とはしません。庁舎については市の業務遂行に必要不可欠であること、防災関連施設は最低限行政が保持すべき施設であるからです。学校については「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」に基づき、別途整理をしています。

### ② 施設が持つ機能のリニューアル・転換

駅周辺にある全市的な施設については、民間活力の活用などによるリニューアルを行い、新たな魅力を創出して稼働率や集客力をアップさせるとともに、利用者が施設の利用前後にまちを楽しむという相乗効果により、まち全体のイメージアップ、活性化にもつなげていきます。

地域コミュニティを醸成させるため、拠点機能を担う施設については、地域性に配慮した配置・集約などを行い、その施設を拠点として市民が主体的に草の根自治を育む活動ができるような場の構築を図ります。

また、超高齢社会に対応できるような福祉施設への転換や導入も検討していかなければなりません。特にニュータウンエリアは民地がないことから、公の所有する土地の有効活用については今から準備しておくことが必要です。

### ③ ①・②共通項目

#### ○各施設の機能を連携・補完することによる、市全体として効果的・効率的な施設配置

今まで各々の施設で行ってきた事業などについて、存続させる施設でも継続できるように、機能のネットワーク化を図ります。

#### ○地域における施設の適正配置

施設機能の転換やネットワーク化を踏まえ、地域においては、居場所や相談など身近なサービスの施設を配置し、最少の経費で最大の効果を発揮してサービスの充足を図ります。

#### ○管理・運営方法の効率化

施設を存続させるにあたっては、スケールメリットを生かすため複数の施設の管理・

運営を一括して委託することや、指定管理者制度、公共施設等運営権など民間のノウハウ・資金力を積極的に導入することで、施設に経常的にかかる費用を縮減できるか検討します。

#### ○低・未活用施設の有効活用

定期借地などの手法により、民間活力を導入して、活気にあふれるまちづくりを図るとともに、歳入を確保して財政に貢献します。

#### ○スクラップ・アンド・ビルドの徹底(施設総量の抑制)

新たな施設を整備する必要が生じた場合には、その施設に対応する分の施設の廃止などを行い、施設総量が増加しないことを前提に整備することを原則とします。

### (4) プログラム展開の手法

#### ① 施設総量及び経費の縮減

- ①施設の集約化(施設が担ってきたエリアの見直し)
- ②施設の機能転換、併設等、複合化(一つの施設が複数の機能を保有)
- ③過大な規模を有する施設の縮小(ダウン・サイジング)
- ④重複する施設の統廃合など、機能を集約し、効率的な施設管理・運営を実施
- ⑤稼働率が低い施設の統廃合、若しくは機能の転換による稼働性の向上
- ⑥施設管理・運営に関わる職員を削減(市職員でなければ出来ない業務への集中)

上記の取り組みにより施設の管理や運営に携わる職員配置の合理化を図り、市の基幹業務(市政全体の企画、予算の調製・管理、出納、許認可、行政指導、都市計画、防災・防犯、契約業務、人事、条例制定、各行政委員会の事務、個別事業の進行管理・コーディネートなど)に職員を集中させます。あわせて、公民の役割分担の整理を進めます。

#### ② 民間のノウハウ・資金力の活用

○民間が斬新な発想で施設の管理・運営に参入出来るしくみ(公民連携)

行政目的を達成させるために、民間の自由なアイデアや効率性を重視した施設運営などのノウハウを活用します。

実施にあたっては、民間との対話を十分行い、両者にとってメリットのある、ウィン・ウィンの関係を構築することを前提とします。

施設の管理・運営については、スケールメリットを生かすため、地域性、機能性などから複数の施設を一括的に委託するなどの検討を行います。

○未・低利用施設の有効活用によるまちの活性化、歳入確保

学校跡地などの未・低利用施設については、まちづくりの視点を第一義に、民間の資金・ノウハウを最大限活用して、歳入確保を図ります。

活用にあたっては、将来に新たな需要が生じた場合に本市が直接的に関与する可能性を保持するため、定期借地など、本市が所有権を保持した形態で活用する手法を基本とします(売却の方が有効との結論に達した場合には、その限りではありません)。

## (5) 数値的な目標の設定

今回の本プログラムの更新では、当初掲げた目標を堅持し、計画期間内での90億円の達成を引き続き目指します。達成にあたっては、本プログラムの取り組みにより削減した改修費や維持管理費、運営費のほか、複合文化施設（パルテノン多摩）及び資源化センターの改修に対する都市計画税の充当等の新たな環境変化による収入確保も行っています。

○プログラム期間(計画年度)      **8カ年**(平成28年度～平成35年度)  
○計画額(目標額)                      目標額 **90億円**

本プログラム策定時点では、プログラム期間中の公共施設にかかる経費として845億円程度(\*)、公共施設に支出できる額として755億円程度(\*\*)と試算し、差し引いた不足見込み額の90億円を計画額としました。この90億円は、一般財源(\*\*\*)で確保することを想定した計画額です。

\*845億円・・・平成24年度末の状況で、今の施設を全て存続させるとした場合の、改修費、維持管理費、運営費の合計額

\*\*755億円・・・地方債、国や都からの補助金等を最大限活用した場合での試算額

\*\*\*一般財源・・・用途を特定されない収入⇔特定財源

## (6) 公共施設の一元的なマネジメント

本プログラムをより効果的に実施・進行管理するために、平成25年4月から企画政策部内に設置された行政管理課において、公共施設を一元的にマネジメントします。

また、本プログラムの実施を通じて、将来の大規模改修の備えについては、基金に積み立てるなど、長期的な視野での取り組みが必要ですが、十分な額を積み立てるのは厳しいのが現状です。財産の有効活用の成果は、できるだけ積み立てをしていきます。

## (7) 本プログラムと他の行政計画との整合性

### ① 「多摩市学校跡地施設の恒久活用方針」について

平成21年10月に策定した「多摩市学校跡地施設の恒久活用方針」は、学校跡地が市民共通の貴重な財産であり、地域にとってはコミュニティの場、市民にとっては子ども時代の、あるいは子育て時代の思い出の場所でもあることから、その用途や内容について市民と情報の共有化を図ると共に、今後の整備計画及び誘致計画等に反映するため、定めたものです。

本方針の基本的な考え方は引き継ぎます。具体的な活用方針が定まっていない学校跡地施設については、今後の街づくりの担保用地として活用していきます。

### ② 関連する他の行政計画について

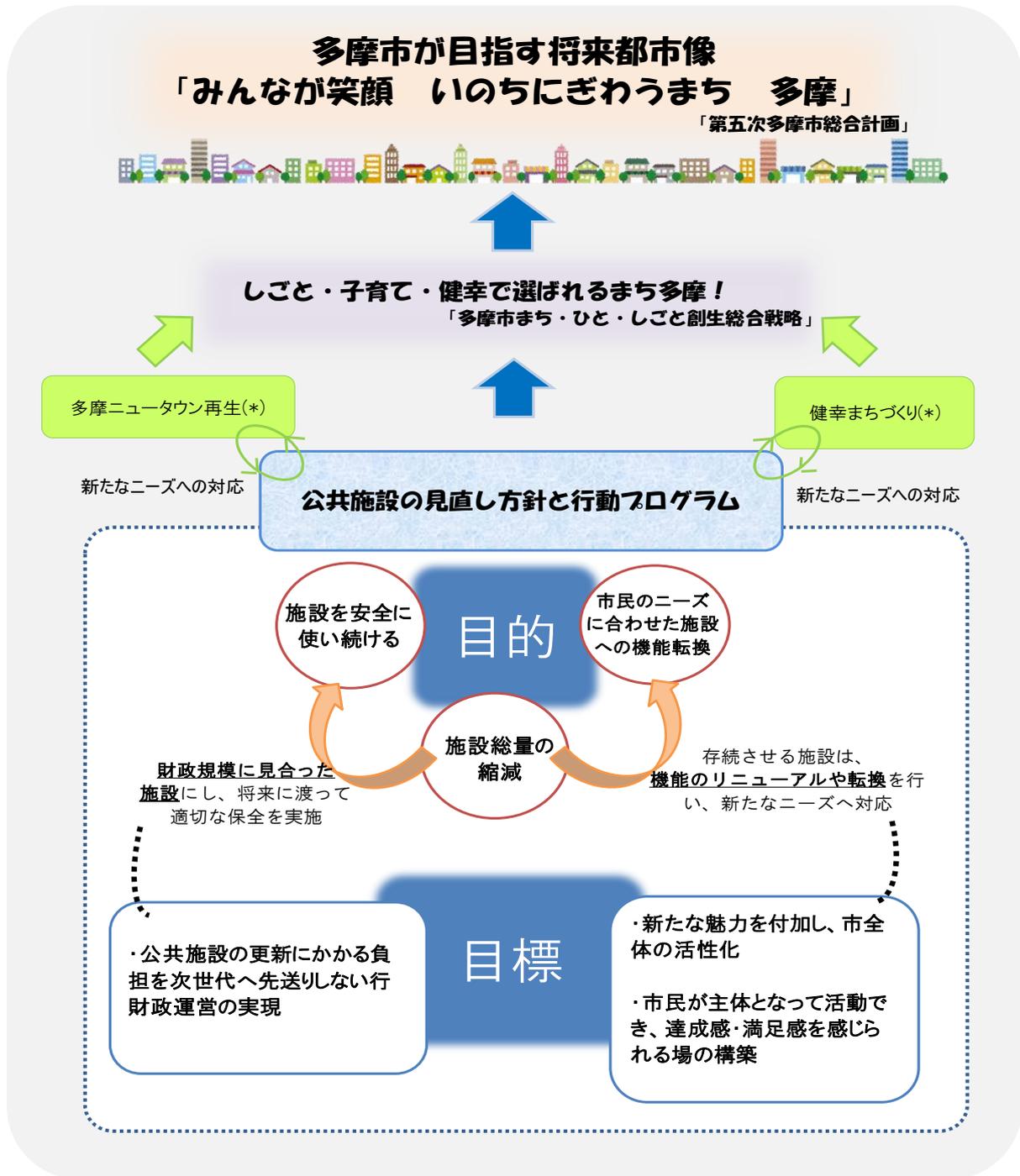
本プログラムに関連する他の行政計画については、策定、更新の際に本プログラムとの整合性を確保します。また、必要に応じて本プログラムの内容を改めます。

#### **(8) 本プログラムの更新と各取り組みの進捗状況の公表**

本プログラムの総論を含む全編にわたる更新については、社会経済情勢等の変化を勘案し、適宜更新します。その際には、計画額、取り組みの内容及び実施時期等を見直します。

また、別冊子の「各論」については、取り組みの進捗状況を把握するとともに、市民の皆さんと情報共有する目的から、毎年度到達した内容をそのまま翌年度に公表します。

# 行動プログラムが目指すもの



\*健幸まちづくり…

身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現を目指し取り組んでいます。

\*多摩ニュータウン再生…

みどり豊かで良好な住環境が整う多摩ニュータウンも、第一次入居から45年が経ち、住民の高齢化や都市基盤施設の老朽化が進んでいます。これらの課題に適切に対応し、「住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し取り組んでいます。

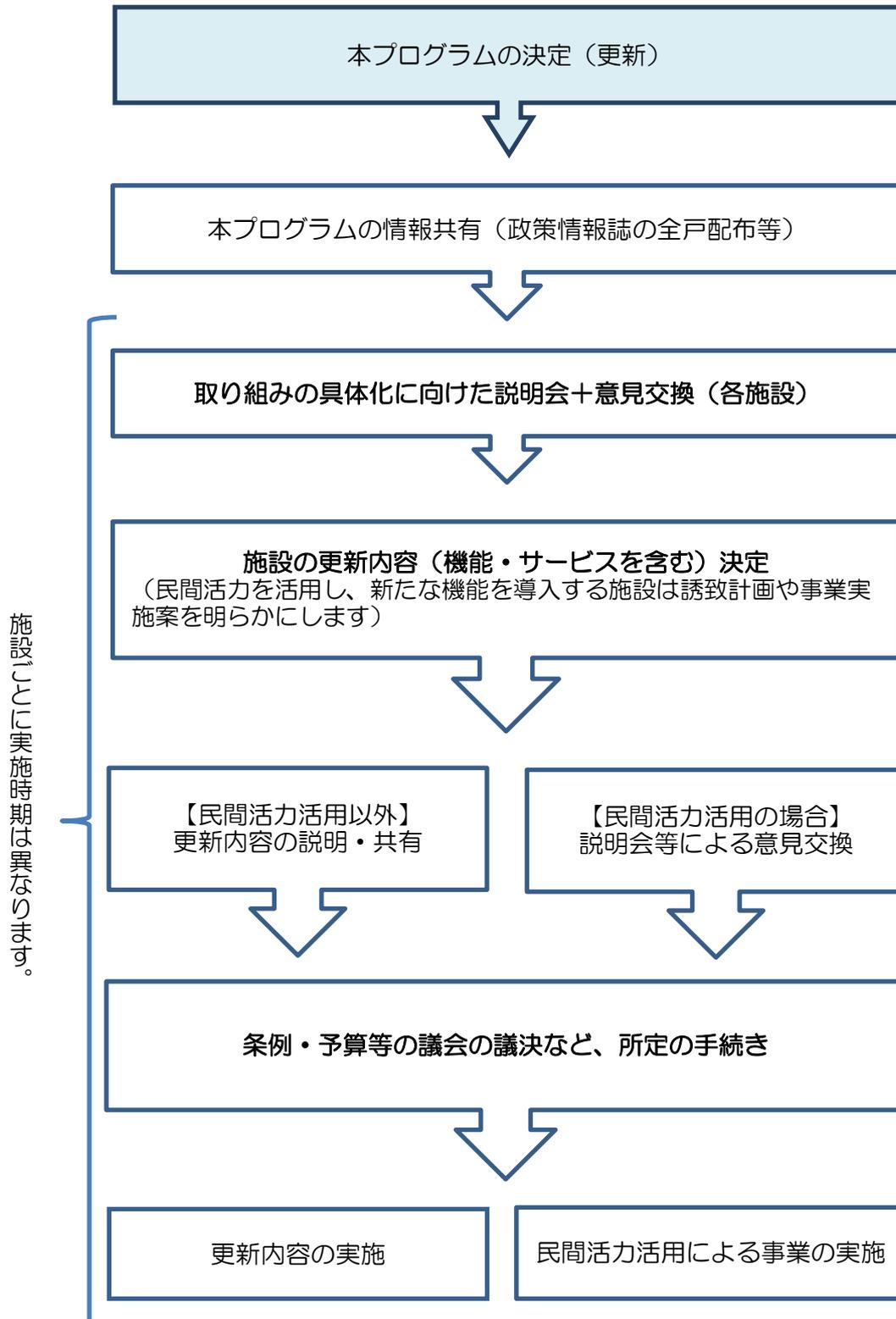
## 7 各施設の方向性

各施設を、第五次多摩市総合計画の「目指すまちの姿」を基に、6つの種別に分類し、施設の方向性及び今後の取り組みを考えます。

分類	主な施設	施設の方向性
<b>1. 子育て・子育てをみんなであげ、子どもたちの明るい声がひびくまち</b> (主な分野：子育て・子育て、学校教育)	子育て支援教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性を重視した上で、施設の再編や学校への機能の集約を行います。</li> </ul>
<b>2. みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち</b> (主な分野：健康、医療、福祉)	健康福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康、医療、福祉の面で市民の生活を支援できるよう地域における施設機能を整えるとともに、全市的な施設との役割分担と連携を進めます。</li> <li>施設の機能再編や機能に合わせた施設規模への見直しを行います。</li> </ul>
<b>3. みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち</b> (主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化)	コミュニティ施設 市民活動・生涯学習施設 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり・まちづくりなど、市民の活動を支援する施設機能を確保するとともに、他施設との連携による機能補完や集約を進めます。</li> <li>施設の管理方法や運営方法などの見直しを行います。</li> </ul>
<b>4. 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち</b> (主な分野：産業振興、雇用、観光)	文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の活性化につながる施設として、老朽化に適切に対応し、安全性を確保するとともに、施設機能の回復を図ります。</li> </ul>
<b>5. いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち</b> (主な分野：都市づくり、住宅、防災、交通)	市営住宅 業務施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅は、セーフティネットの観点から踏まえながら、長期的な視点で量的な見直しをします。</li> <li>業務施設は、老朽化や防災拠点としての水準の低さ、分散化によるサービス低下等の課題を解決するため、建替や機能集約を図ります。</li> </ul>
<b>6. 人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち</b> (主な分野：環境)	環境施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に必要な施設として、今後も適切な維持管理や改修を行い、施設を維持します。</li> <li>民間の活力を活用し、施設の管理方法や運営方法などの見直しを行います。</li> </ul>

## 8 各施設の取り組みに対する市民参画

本プログラムの「各論」の「5 施設の方向性に基づく各施設の取り組み」に基づき、各施設の取り組みを具体化するにあたっては、以下のとおりの過程で市民説明会の開催等を通じて市民との情報共有、意見交換を図りながら進めていきます。



## 資料編

### 1 策定及び更新体制

多摩市行財政改革推進本部において、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に係る検討及び意思決定を行った。

#### (1) 平成25年11月策定時の多摩市行財政改革推進本部

役職	職名	氏名	備考
本部長	市長	阿部 裕行	
副本部長	副市長	後藤 泰久	
副本部長	教育長	清水 哲也	
	議会事務局長	安宅 理	平成25年3月31日まで
	議会事務局長	吉井 和弘	平成25年4月1日から
	企画政策部長	福田 美香	平成24年3月31日まで子ども青少年部長
	企画政策部参事	岡村 浩志	平成25年3月31日まで
	企画政策部参事	鴫田 正明	平成25年4月1日から
	企画政策部参事	齊藤 仁志	平成25年4月1日から
	総務部長	福田 一仁	平成24年3月31日まで
	総務部長	曾我 好男	平成24年3月31日まで企画政策部長
	市民経済部長	飯高 のゆり	
	くらしと文化部長	渡辺 龍一	平成25年3月31日まで
	くらしと文化部長	設楽 隆	平成25年4月1日から
	子ども青少年部長	中村 元幸	平成24年4月1日から
	健康福祉部長	鈴木 秀之	平成24年4月1日から
	都市整備部長	永尾 俊文	平成25年3月31日まで都市環境部長
	環境政策担当部長	會田 勝康	平成25年3月31日まで
	環境部長	浦野 卓男	平成25年3月31日まで教育部参事
	会計管理者	野村 和国	平成25年3月31日まで
	教育部長	川田 賢司	
	教育部参事	川島 清美	
	監査委員事務局長	小林 克巳	平成24年3月31日まで
	監査委員事務局長	宮本 欣一	平成24年3月31日まで健康福祉部長

(2) 平成28年6月時点の多摩市行財政改革推進本部

役職	職名	氏名	備考
本部長	市長	阿部 裕行	
副本部長	副市長	永尾 俊文	
副本部長	教育長	清水 哲也	
	健幸まちづくり政策監	安里 賀奈子	
	議会事務局長	梅田 幸男	
	企画政策部長	浦野 卓男	
	施設政策担当部長	渡邊 眞行	
	企画政策部参事	飯箸 俊一	
	総務部長	中村 元幸	
	市民経済部長	藤浪 裕永	
	くらしと文化部長	東島 亮治	
	子ども青少年部長	井上 勝	
	健康福祉部長	荒井 康弘	
	都市整備部長	須田 雄次郎	
	面整備担当部長	村田 正実	
	環境部長	吉井 和弘	
	教育部長	福田 美香	
	教育部参事	神山 直子	
	監査委員事務局長	飯高 のゆり	

## 2 策定及び更新経過

### (1) 各種計画策定

- ①「多摩市行財政診断白書」策定 平成15年7月  
公共施設のあり方について、施設数の削減、有効利用、維持管理のための財源確保など、今後の方向性を提示した。
- ②「多摩市行財政再構築プラン」策定 平成16年2月  
公共施設の建設や運営手法の見直し、配置のあり方の検討とストックマネジメントを打ち出した。
- ③「多摩市経営改革推進計画」策定 平成19年2月  
公共施設の適正配置、ストックマネジメントの推進を示した。
- ④「多摩市ストックマネジメント計画」策定 平成19年12月  
必要な公共建築物の長寿命化・延命化とライフサイクルコスト(施設に対して将来的にかかる改修費)の縮減を目指した基本方針とその実現に向けた行動計画。
- ⑤「公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方」策定 平成19年12月  
公共施設に対する市としての総論的考え方を示した。
- ⑥「多摩市施設白書」策定 平成20年2月  
公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、個々の施設の状況を広く公開するもの。
- ⑦「公共建築物保全計画」策定 平成23年6月  
公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、改修内容を明らかにするもの。
- ⑧「多摩市施設白書」策定 平成24年1月  
公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、個々の施設の状況を広く公開するもの。

- ⑨「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」策定 平成25年11月  
公共施設の見直しの考え方と個別施設の今後の方向性を示した。
- ⑩「多摩市施設白書」策定 平成27年3月  
公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、個々の施設の状況を広く公開するもの。
- ⑪「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」のこれまでの取組（経過報告）について  
策定時点から平成27年6月までの経過を公表した。
- ⑫「多摩市公共施設等総合管理計画」策定 平成27年11月  
建築物及び都市基盤施設（インフラ）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減や平準化を図る。
- ⑬「多摩市施設白書」策定 平成28年2月  
公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、個々の施設の状況を広く公開するもの。

## （2）庁内

### ①多摩市行財政改革推進本部

＜多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの策定＞

行革推進本部会議

第16回(平成24年3月28日)～第47回(平成25年11月26日)、計32回開催

行革推進本部分科会 ※多摩市行財政改革推進本部の下部組織

第1回(平成24年5月11日)～第28回(平成25年3月29日)、計28回開催

＜多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの更新＞

第1回(平成28年4月12日)～第11回(平成28年11月15日)、計11回開催

### ②職員への研修・説明

- ・秦野市職員による講演(平成24年4月18日)

先進市である秦野市で公共施設の再配置を推進している担当者をお招きし、多摩市の公共施設の問題点と適正配置の進め方について、職員を対象とした講演を行った。

- ・NPO法人日本PFI・PPP協会による講演(平成24年5月30日)

多様な業種の民間企業が会員となり、公民連携の調査研究や政策提言等を行っているNPO法人の代表を講師にお招きし、民間資金の活用と公民連携の考え方や全国の事例について、職員を対象とした講演を行った。

- ・職員説明会(平成25年7月12日)

平成25年7月に作成した「(仮称)公共施設の適正配置に関する行動計画の骨子(案)」について、施設所管課を中心として、職員を対象とした説明会を行った。

- ・職員説明会(平成26年1月24日～平成26年2月7日、計8回開催)

「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」について職員（係長以下）の理解を深めるための説明会を行った。

## （3）市議会

＜多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの策定＞

- ①全議員説明会(平成24年12月19日、平成25年3月26日、6月26日、8月22日、11月21日)

- ②市議会全員協議会(平成25年8月29日、平成25年10月18日)

＜多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの更新＞

全議員説明会(平成28年5月23日、8月19日、11月21日)

#### (4) 市民参画

##### ①市民アンケート

###### ア)学校跡地の活用についてのアンケート

概要 無作為抽出された16歳以上市在住600人への郵送調査

期間 平成24年5月22日～6月11日

回答数/率 118人/19.7%

###### イ)公共施設の適正配置に関するアンケート(平成24年度)

概要 無作為抽出された16歳以上市在住600人への郵送調査

期間 平成24年6月20日～7月5日

回答数/率 192人/32.2%

###### ウ)公共施設の適正配置に関するアンケート(平成25年度)

概要 無作為抽出された16歳以上市在住600人への郵送調査

期間 平成25年5月31日～6月20日

回答数/率 204人/34.0%

###### エ)公共施設の見直しについてのアンケート(平成27年度)

概要 無作為抽出された16歳以上市在住600人への郵送調査

期間 平成27年8月28日～9月25日

回答数/率 161人/26.8%

##### ②テーマ別討論会・市民ワークショップ等

###### ア)テーマ別討論会

概要 公共施設の今後のあり方について無作為抽出と公募による参加者の討論会

実施時期 平成24年2月～3月にかけて、全2回(4日間)

参加者合計 89名

内容 市長を交え車座で公共施設の統廃合などについて討論

###### イ)学校跡地の活用についてのワークショップ

概要 無作為抽出と公募による参加者のグループ討議

実施時期 平成24年6月～8月にかけて、全6回

参加者合計 36名(うち6名が最終的に辞退)

内容 旧豊ヶ丘中、旧南豊ヶ丘小、旧北貝取小の活用についてグループ討議と発表

###### ウ)市民ワークショップ(平成27年度)

概要 無作為抽出と公募による参加者のグループ討議

実施時期 平成27年10月～12月にかけて、全4回

参加者合計 33名

内容 基調講演と地域に必要な機能・サービスについてグループ討議と発表

##### ③市民説明会・講演会

###### ア)新生TAMA・行財政刷新プログラムに関する市民説明会

実施時期 平成24年1月～2月にかけて、全13回(13ヶ所)実施

参加者合計 延べ557人

内容 ・平成24年度から4年間で74億円の財源不足が見込まれることの説明

・ソフトとハードの両面で持続可能な財政構造を作る必要性

###### イ)公共施設の適正配置に関する市民説明会

実施時期 平成24年8月～9月にかけて、4回(4ヶ所)実施

参加者合計 延べ359人

- 内容
  - ・市の公共施設の課題と取組状況についての説明
  - ・NPO法人日本PFI・PPP協会理事長による説明「(仮称)公共施設の適正配置に関する行動計画とPFI・PPP」
- ウ)新生TAMA・行財政刷新プログラムに関する市民説明会
  - 実施時期 平成25年2月に4回(4ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ119人
  - 内容
    - ・新生TAMA・行財政刷新プログラムの取組状況についての説明
    - ・行動計画の概要(総論)案についての説明
- エ)『迫る老朽化!! どうする?公共施設』公共施設の適正配置に関する講演会
  - 実施時期 平成25年7月24日
  - 参加者合計 173人
  - 内容
    - ・東洋大学教授根本祐二氏による講演「公共施設再編はなぜ必要か」
    - ・行動計画の概要説明
- オ)公共施設の適正配置に関する市民説明会
  - 実施時期 平成25年7月～8月にかけて、13回(12ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ507人
  - 内容
    - ・行動計画の骨子(案)についての説明
- カ)公共施設の適正配置に関する市民説明会
  - 実施時期 平成25年10月～11月にかけて、3回(3ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ327人
  - 内容
    - ・行動計画の最終案についての説明
- キ)多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム更新案についての市民説明会
  - 実施時期 平成28年7月～8月にかけて、3回(3ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ162人(職員・議員を除く人数:135人)
  - 内容
    - ・行動プログラム更新案についての説明
- ク)多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム更新案についての地域説明会
  - 実施時期 平成28年8月～10月にかけて、4回(4ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ160人(職員・議員を除く人数:130人)
  - 内容
    - ・行動プログラム更新案についての説明
- ケ)多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)大規模改修事業説明会
  - 実施時期 平成28年10月に、3回(3ヶ所)実施
  - 参加者合計 延べ138人(職員・議員を除く人数:110人)
  - 内容
    - ・施設の劣化状況、大規模改修にあたっての考え方等について説明

#### ④パブリックコメント(市民意見の募集)

- ア)「(仮称)公共施設の適正配置に関する行動計画の骨子(案)」に関するパブリックコメント
  - 実施期間 平成25年8月1日～8月20日
  - 意見件数 36人(28項目)
- イ)「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム更新案」に関するパブリックコメント
  - 実施期間 平成28年7月23日～8月12日
  - 意見件数 37人(14項目)

### 3 アンケートの結果(抜粋)

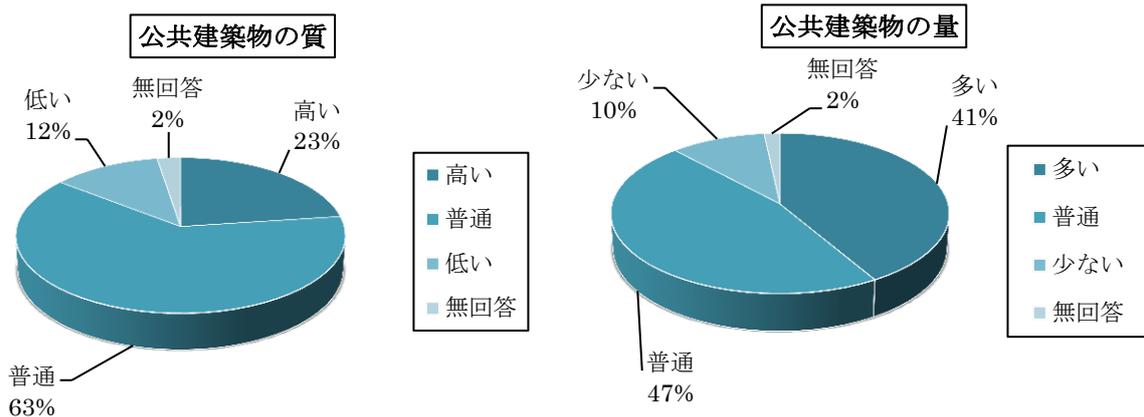
#### (1)平成 24 年学校跡地活用についてのアンケート

目的 学校跡地の活用に対する市民意見の聴取

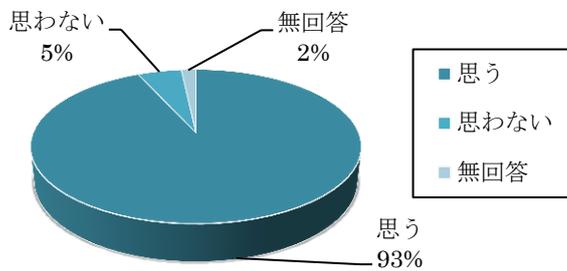
対象者 無作為抽出された 16 歳以上市在住 600 人

回答数/率 118 人/19.7%

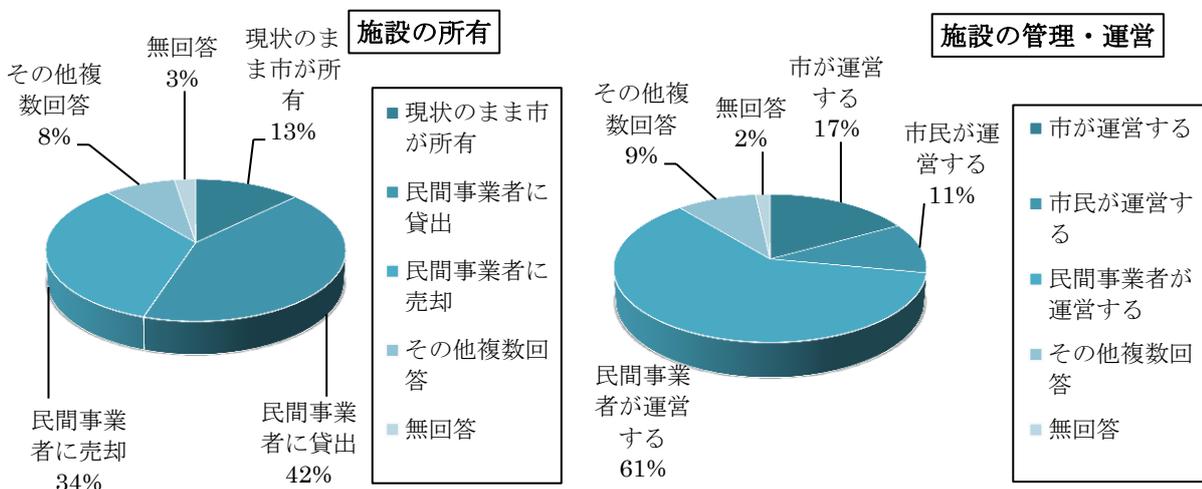
問 多摩市の公共建築物の質と量について、あなたはどのように思いますか。



問 将来世代に過大な負担を残さない行財政改革の取り組みのために、公共建築物の見直しは必要だと思いますか。



問 学校跡地の活用にあたっては、どのような手法が適していると思いますか。



## (2)平成 24 年公共施設の適正配置に関するアンケート（抜粋）

目的 公共施設の適正配置の方向性及び個別の公共施設に関する市民意見の聴取

対象者 無作為抽出された 16 歳以上市在住 600 人

回答数/率 192 人（600 人中）/32.2%

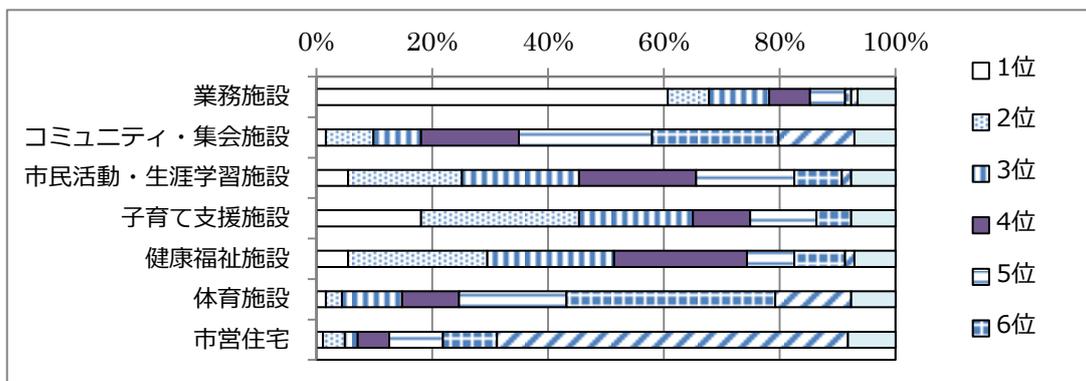
問 なくなってしまった場合、あなたの生活に影響が出る施設があればお知らせください。（複数選択可）

【上位 10 位一覧】

順位	施設	回答者数	回答者数/全回答者数(%)
1	市役所、出張所	96 人	50%
2	なし	62 人	32%
3	図書館	58 人	30%
4	温水プール	16 人	8%
5	パルテノン多摩	13 人	7%
6	児童館	11 人	6%
7	総合体育館	11 人	6%
8	健康福祉施設	10 人	5%
9	保育園	10 人	5%
10	コミュニティセンター	7 人	4%

問 次の施設区分の中で大切だと思う順に 1～7 の順位をご記入ください。（単位：人）

施設区分	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	無回答
業務施設（例：市役所、出張所、資源化センター等）	111	13	19	13	11	2	2	12
コミュニティ・集会施設（例：コミュニティセンター、地区市民ホール、集会所等）	3	15	15	31	42	40	24	13
市民活動・生涯学習施設（例：市民活動情報センター、保養所、パルテノン多摩、公民館、図書館等）	10	36	37	37	31	15	3	14
子育て支援施設（例：保育園、子育て総合センター、児童館、学童クラブ、教育センター等）	33	50	36	18	21	11	0	14
健康福祉施設（例：総合福祉センター、デイサービスセンター、障害者福祉センター、老人福祉センター）	10	44	40	42	15	16	3	13
体育施設（例：総合体育館、武道館、陸上競技場、温水プール等）	3	5	19	18	34	66	24	14
市営住宅	2	7	4	10	17	17	111	15



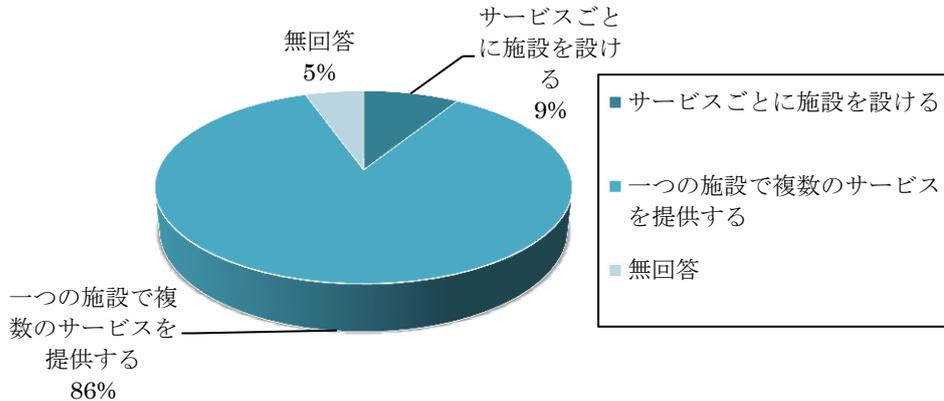
### (3)平成 25 年公共施設の適正配置に関するアンケート（抜粋）

目的 「（仮称）公共施設の適正配置に関する行動計画の概要（総論）（案）」に対する市民意見の聴取

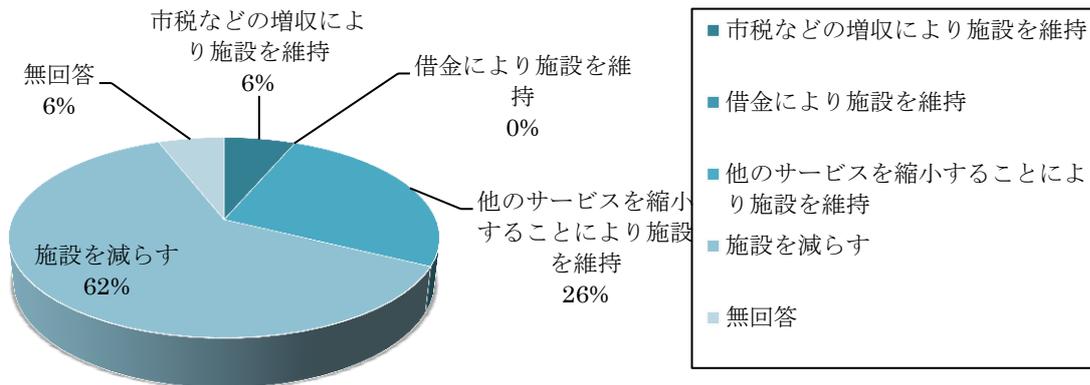
対象者 無作為抽出された 16 歳以上市在住 600 人

回答数／率 204 人（600 人中）／34.0%

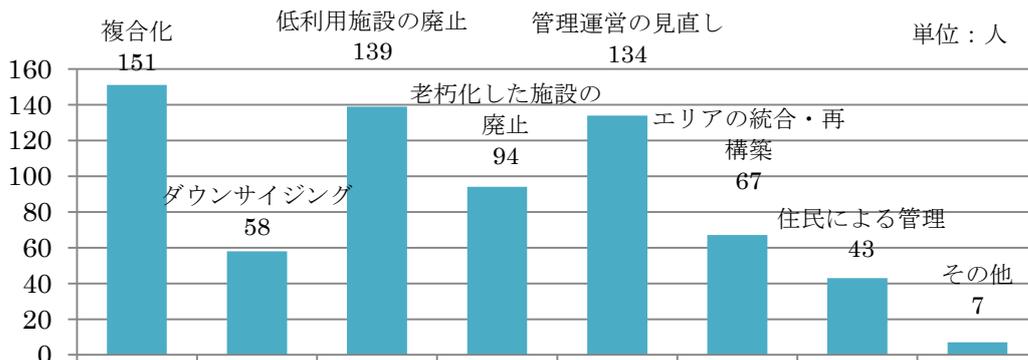
問 公共施設のあり方について、どうお考えですか。



問 今後、公共施設に関して、いずれかの選択をしなければならない場合、どれを選びますか。



問 歳出抑制（施設にかかる費用を抑える）の面から、施設を安全に維持し、市の財政を持続可能にするために、必要と思われる方法をお選びください。（複数回答可）



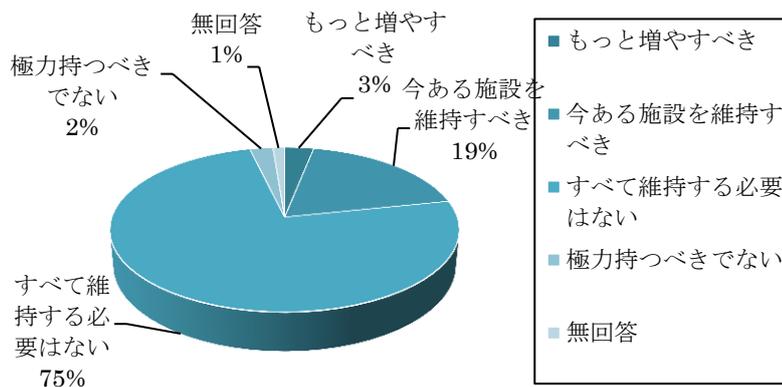
**(4)平成 27 年公共施設の見直しについてのアンケート（抜粋）**

目的 公共施設の見直しに対する市民意識の把握

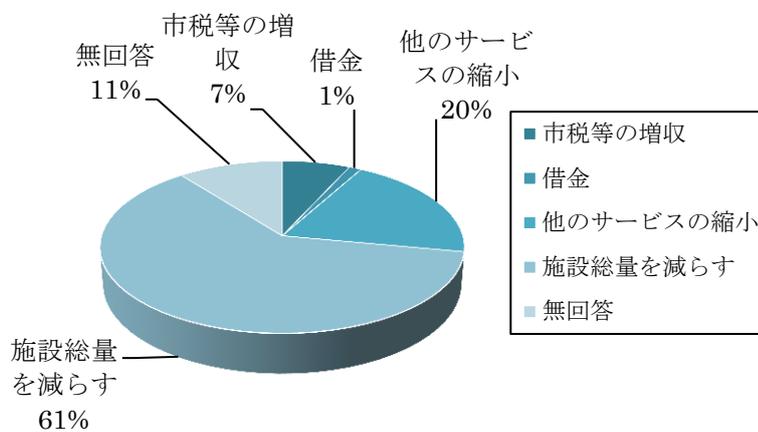
対象者 無作為抽出された 16 歳以上市在住 600 人

回答数/率 161 人/26.8%

**問** 公共施設のあり方について、あなたの考え方に近いものはどれですか？



**問** 今後、公共施設に関して、いずれかの選択をしなければならない場合、どれを選びますか？



## 4 平成27年度に実施したワークショップの結果(抜粋)

### 平成27年市民ワークショップ(平成27年10月から12月にかけて全4回)

目的 施設総量を縮減しながら、時代のニーズに合わせた機能への転換に向けた検討を行うため

参加者 20代から80代の市内在住者33名(無作為、公募)

内容

#### 第1回 「基調講演と次回以降のテーマ決め」

講師:首都大学東京 山本康友教授

内容:日本全国の課題である「公共施設の更新問題」とその課題にどう向き合うか

#### 第2～4回 グループワーク「地域に必要な機能・サービスについて考えよう」

内容:前半は各回のテーマについての勉強会、後半はグループごとにテーマについての話し合いと発表

成果:グループワークでは、参加者が5グループに分かれ、各回のテーマについて話し合い、各グループごとに発表を行いました。発表された意見を、各回のテーマごとにキーワードでまとめたものが以下の成果です。

#### 第2回テーマ 「高齢者(世代間交流)の視点から」

キーワード	主な意見
生きがい	・働くことが生きがいにつながる。力仕事だけでなく、専門知識を持った方の働く場も必要。 ・学習やものづくりができる場があれば、社会参加を促す機会となる。さらに教える場があれば、生きがいにつながるし、世代間交流にもなる。学校跡地が最適。
居場所	・会話ができる、集える場が必要。顔を合わせて安否確認ができる。 ・居場所とは、自分が必要とされる場所であり、それが生きがいにつながる。 ・居場所が必要なのは、高齢者だけではない。長期的な視点で多世代が柔軟に使える施設にしていく必要がある。そうすることで、世代間交流も生まれるのでは。
相談の場	・目的がなくても立ち寄れて、気軽に相談できる場が必要。入りやすい場所として、地域の商店街の空き店舗やコミュニティセンターなどに相談の場を設け、専門家へつなぐ橋渡しができれば良い。



第3回テーマ 「子ども(世代間交流)の視点から」

キーワード	主な意見
居場所・遊び場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に遊べる場所、多様な地域活動の場が必要。公園や学校の校庭をもっと活用できるのでは。</li> <li>・学校以外の居場所が必要。ハード(施設)ではなく、ソフト(人)に重点を置き、遊びや勉強を教えてくれる地域の人を紹介する仕組みができれば良い。インターネットを活用すれば、タイムリーな情報を発信できる。</li> <li>・子どもは、子どもだけで遊べる場がほしい。大人は見守るだけで良い。</li> <li>・児童館や学童クラブは、商店街の空き店舗を活用できるのでは。</li> </ul>
居場所地域での見守り・人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で子どもを見守ることが必要。</li> <li>・行政がコーディネートし、地域住民も積極的に関わることで、遊びや勉強を教えてくれる地域の人をもっと活用できないか。</li> </ul>
相談の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと親が気軽に相談できる場や、親と子が話し合える環境が必要。多世代が複合的に相談できる場があれば良い(子育てと介護)</li> <li>・コミュニティセンターや図書館を活用し、多世代が交流と相談をできる環境がつけられるのでは。</li> </ul>



第4回テーマ 「図書館等社会教育の視点から」

キーワード	主な意見
居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩いていけて、いつでもどこでも誰でも利用できる居場所が必要。</li> <li>・図書館は、目的がなくても気軽に行けて、色んな人の居場所になっている。</li> </ul>
地域コミュニティ・多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設内の図書館は、子どもやお年寄りなど多世代が結びつく場所となっている。コミュニティで世代間交流ができています。</li> <li>・アットホームで小さな子どもを連れてでも気軽に利用できる場所が地域の図書館。</li> <li>・既存の複合機能をもっと活用すべき。複合館は、色んな世代が交流でき、地域の人とのつながりを感じられる。</li> <li>・分館は、人との関わりや細やかな相談に重点を置き、本館との使い分けを行ったらどうか。</li> </ul>
地域とのつながり・市民ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費を削減するためにも、職員の質を上げ、専門性を高める一方、嘱託化やボランティアを活用してはどうか。</li> <li>・施設を残すためには、地域で話し合っ、知恵をだし、当事者が運営をする方法はできないか。</li> <li>・ボランティアと専門職のすみわけを行う必要がある。</li> <li>・書籍の分類や配列方法を時代や地域のニーズにあったものに変える。市民がボランティアとして名乗り出て、運営を手伝うことで、コストを抑えられるのでは。</li> <li>・ボランティアへの移管を推進しても、サービスの低下を招かないようにする必要がある。</li> </ul>

## 5 本プログラムに対する陳情等

### (1) 市議会へ提出された陳情及び審議結果並びに施設の方向性

陳情対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月初)	陳情要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
健康センター	庁舎の増改築整備後、事務所機能を本庁舎に移転する。			庁舎への事務所機能の移転については、庁舎の建替えとあわせて検討を行います。なお、その間業務が滞ることがないように、劣化度診断調査の結果等に基づき、老朽化した設備の改修を実施します。
関戸・一ノ宮 コミュニティ センター	平成 29 年度までに PFI や定期借地等の手法による建替えや、移転を含め運営協議会と協議・検討する。	健康センター及び関戸・一ノ宮つむぎ館の全館移転並びに関戸公民館の移転・統合を行わないこと。健康センターの跡地を転用・転売しないこと等。	平成 26 年 6 月 不採択	健康センターの設備の改修工事に併せ、平成 29 年度～30 年度（基本・実施設計は平成 28 年度）に、利用者の利便性向上を図るための改修を行います。 なお、将来的な建物の更新については、庁舎の建替え検討にあわせた健康センターの事務所機能移転の検討結果を踏まえ、公民連携手法による建替えを検討します。
障がい者支援センターの一 ま	西永山複合施設用地への移転も含め、現健康センター（建物）のあり方と合わせ検討する。			将来的には、庁舎の建替え検討にあわせた健康センターの事務所機能移転の検討結果を踏まえ、施設の配置を検討します。
関戸公民館	平成 29 年度以降に公民館事業を永山に統合する。			移転・統合に向けた今後の事業実施や人員体制等の課題整理を行っていきます。
桜ヶ丘児童館	平成 29～30 年度を目途に廃止する。	桜ヶ丘児童館の廃止案を撤回すること。	平成 26 年 6 月 採択	桜ヶ丘コミュニティセンターは今後も存続することから、当面児童館として運営し、その後、関連の深い地域子育て支援拠点のランチ施設として検討します。

陳情対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月初)	陳情要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)	
唐木田図書館	本館の整備に合わせ、施設を廃止する。	唐木田図書館を存続すること。  唐木田図書館廃止計画に反対	平成 26 年 12 月 趣旨採択  平成 27 年 3 月 趣旨採択	現状どおり存続し、本館の整備とあわせて、図書館全体の仕組みを見直していく中で、必要なサービス内容や運営体制について検討していきます。	
豊ヶ丘老人福祉館	平成 34 年度に貝取こぶし館へコミュニティセンター機能として統合し、跡地は将来の需要に対応するための種地とする。	豊ヶ丘複合施設を存続させること。	平成 26 年 6 月 採択	大規模改修時期である平成 34 年度まで、現機能を維持しつつ存続します。それまでの間、市民や利用者等と対話を行いながら、今後の施設のあり方について検討していきます。	
豊ヶ丘地区市民ホール					
豊ヶ丘児童館	平成 34 年度を目途に廃止する。				豊ヶ丘児童館の廃止については、一旦立ち止まり、施設の大規模改修時期の前までに、機能の確保策等について、改めて市民の皆さんと検討していきます。
豊ヶ丘学童クラブ	近隣の小学校の敷地内に平成 27 年度に学童クラブを整備し、移転する。				豊ヶ丘学童クラブの移転については、児童館と同様に、一旦立ち止まり、施設の大規模改修時期の前までに、改めて市民の皆さんと検討していきます。
豊ヶ丘図書館	本館の整備に合わせ、施設を廃止する。				当面現状どおり存続し、本館の再構築とあわせて、図書館全体の仕組みを見直していく中で、施設の大規模改修の時期までに、市民と対話を行いながら、地域のニーズの把握と対応策の検討を続けます。

陳情対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月当初)	陳情要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
東寺方図書館	(仮称)和田・東寺方コミュニティセンターの建設時期に合わせ、施設を廃止する。	東寺方図書館を存続すること	【図書館のみ】 平成 26 年 10 月 趣旨採択	当面現状どおり存続し、本館の再構築とあわせて、図書館全体の仕組みを見直していく中で、施設の大規模改修の時期までに、市民と対話を行いながら、地域のニーズの把握と対応策の検討を続けます。
東寺方老人福祉館	(仮称)和田・東寺方コミュニティセンターの建設に併せ、平成 29 年度以降にコミュニティセンターに統合する。 跡地は、将来の需要に対応するための種地とする。	東寺方複合館を存続すること	【複合施設】 平成 26 年 12 月 趣旨採択	大規模改修時期である平成 35 年度まで、現機能を維持しつつ存続します。それまでの間、市民や利用者等と対話を行いながら、今後の施設のあり方について検討していきます。
東寺方地区市民ホール				<p>(仮称)和田・東寺方コミュニティセンターや和田・東寺方・愛宕地域の都営住宅の建替え等、今後周辺環境が大きく変化し、それにより利用の仕方や人の流れも変わっていくことが予想されることから、一旦立ち止まり、施設の大規模改修時期の前までに、機能の確保策等について、改めて市民の皆さんと検討していきます。</p> <p>なお、併設する学童クラブについては、平成 29 年度(平成 28 年度末)に、第二小学校敷地内へ移転します。</p>
東寺方児童館	(仮称)和田・東寺方コミュニティセンター内に児童館機能を整備し、平成 29 年度に愛宕児童館とともに統合の上、廃止する。			

陳情対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月当初)	陳情要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
愛宕児童館	(仮称) 和田・東寺方コミュニティセンター内に児童館機能を整備し、平成 29 年度に愛宕児童館とともに統合の上、廃止する。	愛宕児童館閉鎖について再考を求める	平成 27 年 3 月 趣旨採択	愛和小学校での放課後子ども教室の実施、和田・東寺方・愛宕地域の都営住宅の建替え等により、地域の子供達に必要な機能も変わっていくことが想定されることから、一旦立ち止まり、東寺方児童館の検討と合わせ、東寺方複合施設の大規模改修時期の前までに、機能の確保策等について、改めて市民の皆さんと検討していきます。
八ヶ岳少年自然の家	両施設セットで移管を含めた民間活用及び売却について検討及び調整を行う。移管ができない場合、大規模改修を行わず、施設が使用不可となった時点で廃止する。	存続も重要な選択肢の一つとして慎重に対処すること。	平成 26 年 12 月 採択	平成 30 年度以降 10 年間の運営に向けて、運営方法及び使用料、公社の経営努力等について、富士見町及び富士見町開発公社と具体的な調整を行います。また、平成 30 年度以降も施設を安全に使用できるよう、老朽化が進んでいる設備について必要な改修を実施します。
西永山複合施設	「多様な主体による福祉の推進等の場」として活用していることから、障がい者通所施設を同施設敷地内に新たに整備する。	西永山複合施設の利用者一同を他廃校舎へそっくり移転できるようにすること。	平成 26 年 6 月 不採択	跡地を都営住宅の建替え種地として活用します。また、当初の方針である「多様な主体による福祉推進等の場」として活用を進めることから、都営住宅との合築により障がい者通所施設及び高齢者の小規模多機能型居宅介護施設を整備します。
		西永山複合施設を拡充し、希望する社会福祉法人に妥当な価格で貸与して、知的障がい者のグループホームをつくれるようにすること。	平成 25 年 12 月 趣旨採択	
旧南豊ヶ丘小学校	東京ヴェルディとの協働により、人工芝グラウンド等の整備と災害における防災避難所としての活用について検討する。	旧南豊ヶ丘小学校に夜間照明設備を建設する計画を見直すこと。	平成 25 年 12 月 趣旨採択	東京ヴェルディとの協働により、スポーツや健康づくりの場（人工芝グラウンド等）の整備と災害における防災避難所として、引き続き活用していきます。

陳情対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月当初)	陳情要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
旧豊ヶ丘中学校	那須高原海城中学校・高等学校への貸付期間終了後を見据え、民間活力による有効活用を検討する。	旧豊ヶ丘中学校を、若者世代 から高齢者まで住み続けていく拠点となるように活用方針を策定すること。	平成 26 年 12 月 趣旨採択	那須高原海城中学校・高等学校への貸付期間終了後を見据え、資産の有効活用を図る観点から、民間活力による有効活用に向けて検討します。その際は、公共施設全体の見直しと合わせて、地域性に配慮しながら検討します。

## (2) 市議会へ提出された政策提案及び審議結果並びに施設の方向性

対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月当初)	提案要旨	審議結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
旧南豊ヶ丘小学校	東京ヴェルディとの協働により、人工芝グラウンド等の整備と災害における防災避難所としての活用について検討する。	<政策提案> 行動プログラムの策定、取り組みにあたっては、旧南豊ヶ丘小学校、旧豊ヶ丘中学校の「恒久活用方針」を作成することをはじめ、各分野別の計画との整合性をふまえ、市民と情報共有して「計画行政」をすすめること。	平成 26 年 6 月 趣旨採択	東京ヴェルディとの協働により、スポーツや健康づくりの場（人工芝グラウンド等）の整備と災害における防災避難所として、引き続き活用していきます。
旧豊ヶ丘中学校	那須高原海城中学校・高等学校への貸付期間終了後を見据え、民間活力による有効活用を検討する。	那須高原海城中学校・高等学校への貸付期間終了後を見据え、資産の有効活用を図る観点から、民間活力による有効活用に向けて検討します。その際は、公共施設全体の見直しと合わせて、地域性に配慮しながら検討します。		

## (3) 市へ提出された要請等並びに施設の方向性

対象施設	「行動プログラムの記述」 (抜粋) (平成 25 年 11 月当初)	要請要旨	結果	プログラム更新内容 (平成 28 年 11 月更新)
聖ヶ丘図書館	本館の整備に合わせ、施設を廃止する。	聖ヶ丘図書館を存続すること	情報共有・意見交換等を継続中	現状どおり存続し、本館の整備とあわせて、図書館全体の仕組みを見直していく中で、必要なサービス内容や運営体制について検討していきます。

印刷物番号
-------

28-32
-------

多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（総論）

平成28年11月発行

頒布価格 120円

[発行] 多摩市

[編集] 多摩市企画政策部行政管理課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL042(375)8111(代表)